

軽油高騰対策の推進について

1. 最近の軽油価格の推移について1
2. 軽油価格高騰に関する国土交通省の取組み及び経緯2
3. トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けて の取組について(通達)3
4. トラック輸送における燃料サーチャージ導入検討のお願い7
5. 燃料サーチャージ運賃届出状況9
6. 燃料価格高騰分の転嫁に関する実態調査10

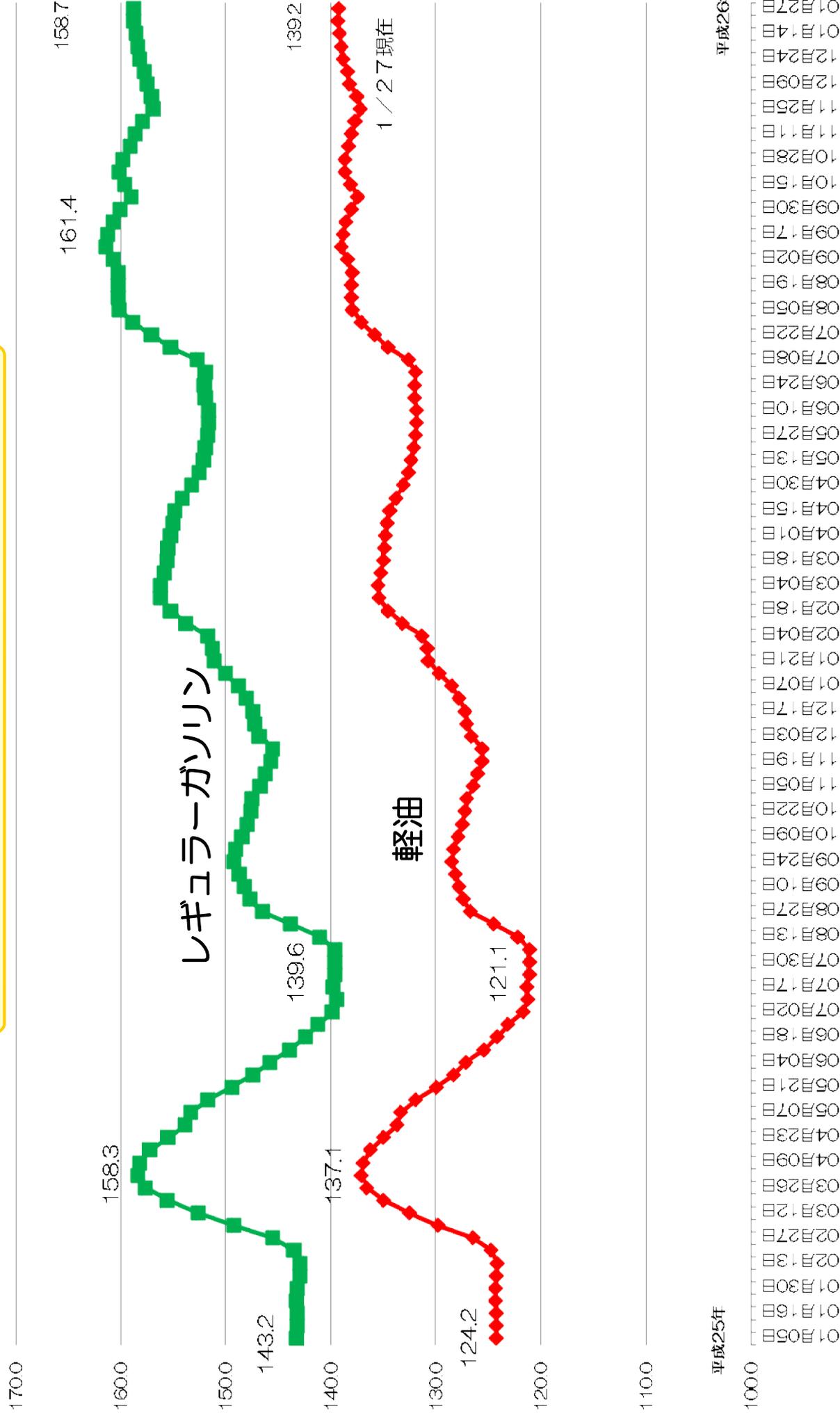
平成26年1月30日

トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議

国土交通省自動車局貨物課

最近の燃料価格の推移について

最近の燃料価格推移（スタンド：税込み）



平成25年

平成26年

軽油価格高騰に関する国土交通省の取組み及び経緯

- H24.5.16 「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の改訂
・「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」に具体的なサーチャージの設定事例等を追記して発出
- H24.5.16 「燃料サーチャージ緊急ガイドライン」並びに「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」及び適正取引相談窓口の再周知
- H24.5.～6 燃料サーチャージの導入等について、国土交通省から中央・地方経済団体に協力要請
- H24.6以降 各都道府県での説明会の開催及び地方運輸局・支局等へ設置されている適正取引相談窓口による助言
・国土交通省及び全日本トラック協会等と共催の下、各都道府県毎でのトラック事業者向け「燃料サーチャージ導入促進セミナー」を実施

最近の国土交通省の取組み及び経緯

- H25.4. 公正取引委員会とも協議の上、国土交通省から全日本トラック協会へ「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」発出
・トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、トラック協会として有用な取組を喚起
- H25.5～7 燃料サーチャージ制の導入及び適正取引の推進への協力要請を実施
・国土交通省及び経済産業省から(一社)日本経済団体連合会(平成25年5月28日)及び日本商工会議所(平成25年5月29日)に対する要請を実施
・地方運輸局及び経済産業局から地方経済団体等に対する要請を順次実施(7月までに73団体実施済み)
- H25.8～ 荷主に向けてのリーフレット等による啓発の展開
- H25.10～ 各都道府県での説明会の開催 (H26.3までにすべての都道府県で実施予定)
・国土交通省及び全日本トラック協会等と共催の下、各都道府県毎でのトラック事業者と荷主を対象とした「トラック事業者と荷主とのパートナーシップ構築セミナー」を順次実施中



国 自 貨 第 2 号
平成25年4月11日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けて
の取組について

国土交通省においては、従来より、トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向け、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を発出・徹底するとともに本省・地方運輸支局等に「適正取引相談窓口」を設け、貨物自動車運送事業者の相談に応じる等対策を進めてきたところである。

また、荷主等の協力を得るため関係団体への要請を行うとともに、トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を設け、荷主等及び貨物自動車運送事業者の間の適正取引の推進を図っているところである。

今般、最近の軽油価格高騰の進展に伴い、中小貨物自動車運送事業者を含め、その燃料サーチャージの導入を一層強力に進めていくべく、公正取引委員会と連携し、別添「燃料サーチャージ導入促進に向けてのトラック協会の取組例について」をまとめたところ、各都道府県トラック協会とも協力の上、取組を進められたい。

なお、当省においても、今後、適宜荷主関係団体に本通達内容を含め、協力を要請していく予定である旨申し添える。

「燃料サーチャージ導入促進に向けてのトラック協会の取組例について」

以下の取組は、中小貨物自動車運送事業者において、燃料サーチャージ導入を行うにあたり、協会の取組として有用なものと思料されるところ、適宜取組む必要がある。

なお、これらの行為は、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなこと（参考参照）のない限り、独占禁止法上問題とならない。

- (1) トラック協会が、国土交通省作成の「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」と同様の燃料サーチャージ導入事例を作成し紹介すること。
- (2) トラック協会が、パンフレットやポスター、新聞広告等において、下記のとおり、荷主や消費者にPRするために、具体的な価格、支払条件等の取引条件自体の内容を記載することなく、燃料サーチャージの導入を直接的に呼びかけること。

(広告文例) トラック運送事業者は、燃料を軽油に依存しており、燃料費は運送経費の中でも大きなウェイトを占めています。私たちは徹底した省エネをはじめとした必死の努力をしておりますが、まさに事業存廃の危機に立たされています。燃料サーチャージは国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスを維持するために不可欠なものです。
どうか燃料上昇分追加負担に係る皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
- (3) トラック協会が、セミナー、広報誌等で中小の事業者が荷主に対して交渉する際のポイントや導入交渉の事例を紹介すること。
- (4) トラック協会が、貨物自動車運送事業者から燃料サーチャージ導入にかかる相談があった際、適切な専門家(中小企業診断士等)の紹介を行うこと。
- (5) トラック協会が、燃料サーチャージの導入希望のある貨物自動車運送事業者と導入したい取引先荷主に声をかけ、両者が個別に直接話合いできる燃料サーチャージ導入協議の場を設置すること。

「燃料サーチャージ導入促進に向けてのトラック協会の取組例について」

以下の取組は、中小貨物自動車運送事業者において、燃料サーチャージ導入を行うにあたり、協会の取組として有用なものと思料されるところ、適宜取組む必要がある。

なお、これらの行為は、事業者間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなこと（参考参照）のない限り、独占禁止法上問題とならない。

- (1) トラック協会が、国土交通省作成の「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」と同様の燃料サーチャージ導入事例を作成し紹介すること。
- (2) トラック協会が、パンフレットやポスター、新聞広告等において、下記のとおり、荷主や消費者にPRするために、具体的な価格、支払条件等の取引条件自体の内容を記載することなく、燃料サーチャージの導入を直接的に呼びかけること。

(広告文例) トラック運送事業者は、燃料を軽油に依存しており、燃料費は運送経費の中でも大きなウェイトを占めています。私たちは徹底した省エネをはじめとした必死の努力をしておりますが、まさに事業存廃の危機に立たされています。燃料サーチャージは国民生活、産業活動を支える公共的物流サービスを維持するために不可欠なものです。
どうか燃料上昇分追加負担に係る皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。
- (3) トラック協会が、セミナー、広報誌等で中小の事業者が荷主に対して交渉する際のポイントや導入交渉の事例を紹介すること。
- (4) トラック協会が、貨物自動車運送事業者から燃料サーチャージ導入にかかる相談があった際、適切な専門家(中小企業診断士等)の紹介を行うこと。
- (5) トラック協会が、燃料サーチャージの導入希望のある貨物自動車運送事業者と導入したい取引先荷主に声をかけ、両者が個別に直接話し合いできる燃料サーチャージ導入協議の場を設置すること。

(6) トラック協会が、貨物自動車運送事業者が希望する場合において、貨物自動車運送事業者から交渉を行いたい荷主に対する燃料サーチャージ交渉書類をとりまとめ、関係荷主団体（経済団体、商工会議所等）へ送付し、荷主への連絡手配を依頼すること。

また、トラック協会が、貨物自動車運送事業者から受け付けた交渉書類の内容を確認し、交渉に適した書類となっているか否かについて、貨物自動車運送事業者の求めに応じ、個別企業の経営実態等に応じたアドバイス（※）を行うこと。

（※）ここで言うアドバイスとは、燃料サーチャージの価格水準等の取引条件に関するものではなく、貨物自動車運送事業者が個別に設定した価格を前提として、要請の説明が原価計算等の観点から適切なものであるかを確認するという意味である。

参 考

【問題となり得る事例】

○トラック協会が、会員事業者が供給する役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うこと。

○トラック協会が、値上げ率や値上げ幅を決定すること。

○会員事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を、トラック協会で行い、又は会員事業者に共同して行わせること。

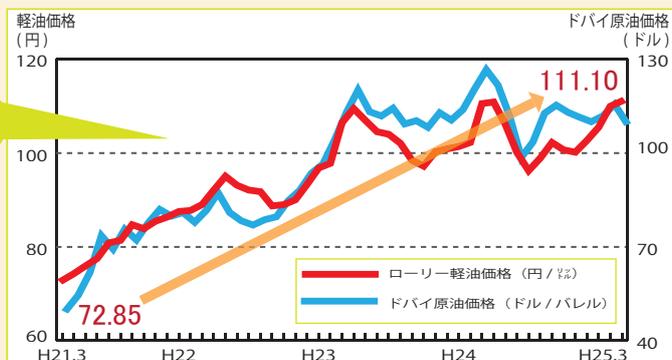
荷主の皆様へ

トラック輸送における 燃料サーチャージ導入検討のお願い

1

原油価格の上昇や円安の影響により、軽油価格が長期間高騰し、必死の経営努力にもかかわらずトラック運送事業者の経営を極めて厳しくしています。

4年前と比較すると、
トラック運送業界全体で年間
6,400億円のコスト増に！！



資料：全日本トラック協会



もう走れないよ〜!



のしかかる
重い負担

2

荷主においても安定した輸送サービスを確保するため、早急に燃料サーチャージ導入について検討を進めることが重要となっています。

これ以上のコスト削減はさすがにもう限界ですよ。何とか燃料の高騰分を負担していただけますか？

分かりました。しっかり検討しましょう。

運送事業者

荷主



「燃料サーチャージ」とは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

国土交通省と経済産業省は、日本経済団体連合会、日本商工会議所をはじめ多くの荷主団体を通じて、荷主企業に対し燃料サーチャージ導入の検討を進めるべく働きかけています。

**日本商工会議所への要請
平成25年5月29日**



20130523 商第 13 号
国自貨第 22 号
平成25年5月29日

日本商工会議所
会頭 岡村 正 殿

軽油価格高騰下における適正取引

原油及び軽油の価格の最近の動向について、トラック運送業をはじめとしまして喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」を発出し、トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、ト

また、適正取引の推進及び安全運行の確保などに係る重要事項について書面化の迅速な実施を図り、実効性を確保すべく、関係省令等の改正とともに「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の策定を予定しています。

荷主及びトラック事業者間の適正取引の下請・荷主適正取引推進ガイドライン及び国土交通省の参加の下、「トラック運送業における燃料サーチャージ導入や契約の適正化などについて協議を進めてお

**日本経済団体連合会への要請
平成25年5月28日**

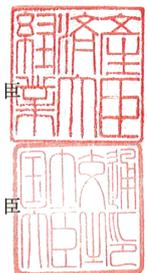


20130523 商第 13 号
国自貨第 22 号
平成25年5月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会
会長 米倉 弘昌 殿

経済産業大臣

国土交通大臣



軽油価格高騰下における適正取引推進に関する緊急協力要請について

原油及び軽油の価格の最近の動向については、昨年末より、高い水準で推移しており、トラック運送業をはじめとして価格高騰分を円滑に転嫁する対策が喫緊の課題となっております。

このため、政府としては、「トラック運送業における燃料サーチャージの導入の促進に向けての取組について」を発出し、トラック事業者と荷主との間における協議の場の設定などを含め、トラック協会による様々な取組を喚起することといたしました。

また、適正取引の推進及び安全運行の確保に向けて、荷主と協働の下、運行条件などに係る重要事項について書面化を推進することとしており、円滑、迅速に書面化の実施を図り、実効性を確保すべく、関係省令等の改正とともに「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の策定を予定しています。

荷主及びトラック事業者間の適正取引に向けては、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等を活用するとともに、経済産業省及び国土交通省の参加の下、「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」において、サーチャージ導入や契約の適正化などについて協議を進めてお

国土交通省は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン（平成24年5月改訂）」を
発出しています。（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html）

★資料の入手方法

トラック 燃料サーチャージ

検索

燃料費が高騰した場合にもかかわらず、十分な協議をすることなく、一方的に従来どおりに単価を据え置く場合には、独占禁止法（優越的地位の濫用）や下請法上問題となることがあります。

燃料サーチャージ運賃届出状況

平成25年12月31日現在

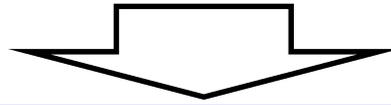
運輸局	届出件数	事業者数			車両数		
		届出 事業者数	管内 事業者数	割合 (事業者数)	届出事業者 保有車両数	管内事業者 保有車両数	割合 (車両数)
北海道	483	474	3,768	13%	25,643	70,456	36%
東北	683	672	4,740	14%	41,582	74,922	56%
関東	779	763	20,022	4%	129,069	336,772	38%
北陸信越	365	356	3,041	12%	24,926	55,006	45%
中部	750	709	7,187	10%	61,366	158,343	39%
近畿	774	769	9,902	8%	66,417	166,297	40%
中国	168	159	4,392	4%	24,606	67,240	37%
四国	488	482	2,397	20%	17,659	33,583	53%
九州	478	461	6,545	7%	33,324	103,675	32%
沖縄	5	3	916	0%	327	6,896	5%
合計	5,002 ^{※1}	4,877 ^{※1}	62,910 ^{※2}	8%	424,919	1,073,190 ^{※2}	40%

※1・・・「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成20年3月14日)発出前の届出29件を含む

※2・・・平成24年度末現在、軽貨物を除く

燃料価格高騰分の転嫁に関する実態調査

転嫁対策の進展を図るため、現状の実態を適切に分析するとともに、継続的調査などにより、対応を加速する必要がある。



国土交通省、全日本トラック協会、経済界が連携して、荷主やトラック事業者と広範に取引を行う物流子会社、元請事業者に対する調査を実施する。

質問事項

ポイント

①「サーチャージ制」の周知度や習熟度を明らかにする。

① 習熟度合

② 運送契約を有する荷主等との間で、サーチャージの適用や運賃転嫁の実施感を具体的に明らかにする。

② 転嫁進捗度合

③ 運送契約を有する荷主等との間で、サーチャージ導入や運賃転嫁が進展あるいは遅れている業種、荷主属性があるか等を明らかにする。

③ 荷主属性

④ 元請等は、下請事業者の申し入れ等に対して、対応の考えをどのようにもっているかを明らかにする。

④ 下請への意向